

第10回中小企業都市サミット 尼崎宣言

メインテーマ：今こそ！「ひと」が主役でチャレンジする「ものづくり」

＜前文＞

我々中小企業都市連絡協議会に加盟する7都市は、日本の産業を支えるものづくり中小企業が集積する都市である。各都市とも、官民一体となってそれぞれの産業集積のメリットを活かしながら、積極的に中小企業支援に取り組み、日本の「ものづくり」を支えてきた。そのうえで、産業集積の形態や都市の成り立ちの相違を踏まえながら議論を重ね、これまで多くの取組を行い、成果をあげてきた。

まず、製品・サービスや技術の高度化を図る中小企業の設備投資を促進する効果的な税制措置の拡充を訴え続けてきたことにより、生産性向上設備投資促進税制が創設された。更に新規創業及び第二創業をする者に対する補助制度の拡充を訴え続けてきたことにより、創業支援事業者向けの補助制度が創設されるなど、企業のチャレンジや成長を支援する施策が拡充されているところである。

昨今の電気料金の上昇や、消費税率の引き上げ、さらに欧州の政情不安による急激な為替・株価の変動や海外の景気減速などの影響を受け、中小企業の業況は依然として厳しい状況である。また、平成28年4月に発生した熊本地震は、サプライチェーンの寸断や、関連産業も含めた工場の生産停止・減産など、日本の産業全体に大きな影響を及ぼすものとなった。

さらに、ものづくり中小企業をめぐっては、国内需要の伸び悩み、熟練技術者の退職による技術・技能・ノウハウの継承問題、ものづくり現場における人材不足の深刻化、経営者の高齢化による事業承継問題、住工混在による操業環境の悪化等、解決すべき課題が山積している。

一方で、様々なニーズをとらえて新たな市場を開拓するなど積極的なチャレンジを行い、収益を伸ばしている中小企業も増えている。

このように、中小企業にはオリジナリティを強みにし、市場との密着度を高めることが必要になっており、急速に変化する市場に対応するスピードが求められている。

このような状況の中で、日本のものづくり中小企業は、この苦境からの脱却を図るために、イノベーションの促進や、人材の確保及び育成、地域、業種を超えたネットワーク強化、次世代への承継や事業環境整備を図るなどの取組を進めていかなければならない。そのためには、次のような取組を強力に進める必要がある。

まず、「ひと」の暮らしを豊かにするために、ものづくりとサービス・デザインを組み合わせて新たな製品やサービスを創出するなど、地域の産業集積の強みを活かした中小企業によるイノベーションを促進することである。また、環境・エネルギー、健康・医療・福祉、航空宇宙、ロボット等の分野において、異業種連携や新事業展開、新市場開拓などに果敢にチャレンジする中小企業への支援を行うとともに、すばらしい「ものづくり」の魅力を発信していくことにより、地域に根ざした中小企業の競争力強化につなげていかなければならない。

次に、人口減少社会での労働生産性の維持・向上に対応するため、各都市のものづくりを担う「ひと」の育成、技術・技能・ノウハウの継承の問題に取り組むことである。具体的には、事業所数が減少するなかで、事業承継や第二創業を円滑に進めるための事業環境整備を行わなければならない。また、事業所数を増やすために、創業を目指す者に対する事業の場やスキル・ノウハウの提供を行わなければならない。さらに、企業の生産性及び競争力を高めるために、従業員のスキルアップを促すための支援を行わなければならない。こうした取組により、地域内の産業活力を高め、雇用を維持・創出していく。

併せて、地域や教育行政と連携を深めて、子どもや学生に対する職業教育などを通じたものづくり企業の魅力発信を行うなど、ものづくり企業への関心を高めることにより、次世代の担い手を確保・育成していかなければならない。

さらに、ひとびとの豊かな暮らしは、ものづくりをはじめ様々な産業が支えていくことから、地域産業を支える中小企業が新たなチャレンジを行うことができるよう、その土台となる操業環境整備や経営状況の安定化に向けた支援を産学官金が連携して取り組むことである。

これらの取組を各中小企業集積都市がそれぞれ効果的に進めていくことが重要であり、中小企業集積 7 都市のシナジーを発揮するため、本協議会というプラットフォームを有効活用し、都市間ネットワークの強化を図りながら、共に取組を進めていかなければならない。

そこで、第 10 回中小企業都市サミットでの議論を経て、中小企業都市連絡協議会に加盟する 7 都市は、以下のように宣言する。

<宣言>

【1】ものづくりの「新たな価値の創造」に向けて

- ① ものづくりとサービス、デザインを組み合わせて新たな製品・サービスを創出するなど、中小企業がイノベーションを起こすことができるような環境整備等の支援を行う。また、知的財産の重要性等も啓発することで、その創造、保護及び活用を促し、新たな市場の獲得や取引を拡大できる素地を作る。
- ② 異業種連携・産学官金連携により、成長産業と言われる環境・エネルギー、健康・医療・福祉、航空宇宙、ロボット等の分野にチャレンジする中小企業を支援する。
- ③ 中小企業都市としての産業集積をより強固なものとするため、新技術・新製品開発や設備投資、国内外での新市場開拓など新たな事業にチャレンジする企業に対して、積極的な支援を行う。
- ④ 産業観光の観点を踏まえ、地域の資源や強みを活かして、企業視察・工場見学・ものづくり体験などにより、ものづくりの魅力を発信する。

【2】技術・技能の継承及び人材の確保・育成に向けて

- ① 将来にわたって産業集積を守り、地域内での産業活力を高め、雇用やものづくりの技術・技能・ノウハウを維持するため、事業承継や第二創業を円滑に行うことができる環境整備や、後継者候補への経営ノウハウ等の人材育成支援を地域全体で行う。
- ② 事業化に向けたスキル習得やノウハウ提供及び既存事業者との交流、創業支援施設の有効利用等の機会を提供するなど、創業を目指す者に対する支援を進める。
- ③ 労働力人口が減少するなか、企業の生産性向上、競争力強化を図るため、必要な人材の確保や、従業員のスキルアップ及び定着促進に向けた人材育成の取組を支援する。
- ④ 次世代を担う子どもや若者を対象としたものづくり体験や職業教育など、幼い時からものづくりへの関心を喚起するような事業を開発するとともに、様々な知識や経験、意欲、アイデアを持つ女性・シニアをはじめとしたあらゆる「ひと」が能力を発揮できる環境整備を行う。

【3】チャレンジする中小企業の事業環境整備に向けて

- ① 産業集積の維持・発展を図るため、地域の事業者による主体的な連携を促進するとともに、加盟都市間のネットワークと交流が活性化されるような環境を整備する。
- ② 地域住民、特に未来を担う子ども達が中小企業都市としての誇りを抱き続けられるような、地域とともにづくり企業との相互理解の促進につながる取組等を通じて、住工共生に向けた施策展開を図り、中小企業の操業環境整備に繋げていく。
- ③ 地域の産業や雇用を支える中小企業が持続的に経営を行うことで、地域経済の好循環を実現することを目指し、商工会議所をはじめとした経済団体及び自治体、金融機関、技術支援機関が一体となって、販路開拓など様々な経営課題の解決を支援するために、地域ぐるみの連携を深めていく。

別紙：国への提言

中小企業集積地には、わが国の製造業の根幹を支える技術を持ち、世界で競争力を有する企業や地域に根ざした企業などが多数存在している。そして、これらの企業が多数集積していることによって、ものづくり中小企業都市としての知名度向上につながっている。しかし、事業環境変化による廃業や国内外への生産拠点の移転などに伴い、製造業事業所数は、全国的な傾向と同じく減少傾向にあり、中小企業集積地のメリットを活かすことが以前よりも難しくなっている。

そこで、我々中小企業都市連絡協議会は、宣言で掲げた3つの方向性を踏まえた施策を積極的に推進していくこととした。

国においては、中小企業集積地が、わが国産業のイノベーションや国際競争力の源泉であることを再認識していただくとともに、成長と分配の好循環を実現するためにも、中小企業集積都市だけでは解決できない課題に対して、府省の枠を超えて策を講じていただきたい。

よって、国に対し、次のとおり提言する。

【1】ものづくりの「新たな価値の創造」に向けて

- ① 新分野への参入や自社技術の高度化を目指す中小企業に対する支援を継続するとともに、中小企業がものづくりとサービス、デザインを組み合わせて新たな製品・サービスを創出するための支援を創設、拡充すること。
- ② 中小企業が環境・エネルギー、健康・医療・福祉、航空宇宙、ロボット等の成長分野にチャレンジできるよう、関係府省と連携して、規制緩和や助成措置の充実など支援策を講じること。
- ③ 生産性向上のための設備投資を積極的に行う中小企業に対するさらなる優遇措置を行うこと。そのための財源については、地方公共団体の貴重な財源である地方税を用いることなく、国の責任において措置すること。
- ④ 販路開拓の課題を乗り越え、「事業の持続的発展」を実現できる中小企業の経営基盤を安定させることで、地域経済の発展を促すため、中小企業が自ら国内外への販路開拓に一層取り組むことができるよう、補助金や専門家派遣等の支援策の拡充を図ること。
- ⑤ 知的財産を活用した中小企業の事業活動を支援するため、大企業や研究機関等が保有する知的財産を、中小企業のニーズとマッチングさせる仕組みづくりを行うとともに、中小企業の知的財産紛争処理に対する負担を軽減すること。
- ⑥ 産業観光など地域の資源や強みを生かしたものづくりの魅力を内外に発信する取組を行う企業や自治体等に対して、補助金等の創設及び拡充を行うこと。

【2】技術・技能の継承及び人材確保・育成に向けて

- ① 地域経済・地域雇用の中核である中小企業の持続的な事業承継は、経済成長のためには必要不可欠である。だが、「後継者への株式の譲渡」、「後継者への連帯保証」をはじめとする課題も多く、一方で対策を取っている経営者の割合は低い。そのため、事業承継対策の更なる周知とPRを推進するとともに、事業承継税制の要件の一層の緩和・見直し、相談窓口などの支援体制の構築・強化等、事業承継しやすい環境整備を行うこと。
- ② 新規創業及び第二創業をする者、創業支援事業者に対する補助制度を継続するとともに、一度廃業した者が再チャレンジしやすい環境整備を行うこと。
- ③ 新事業展開や創業など新たなことにチャレンジしやすくなるよう、新規開発や販路開拓等における人材の確保や、従業員及び後継者候補の人材育成などに対する支援を創設、拡充すること。
- ④ 次世代を担う子どもや若者のものづくり分野への関心や誇りを高めるため、ものづくりに必要な課題発見及び問題解決能力の涵養に資する取組への支援策を創設すること。また、女性・シニアなどが活躍しやすい環境整備に必要な支援措置を講じること。

【3】チャレンジする中小企業の事業環境整備に向けて

- ① 都市間で連携して実施する共同事業に対して支援を行うこと。
- ② 事業規模に応じて税を負担する外形標準課税について、赤字や利益の少ない中小企業には税負担が増加することを考慮し、資本金1億円以下の企業は、引き続き外形標準課税の対象外とすること。また、資本金1億円超の企業について、負担変動に対する軽減措置を継続すること。あわせて、中小企業税制全般に関しても、継続的に税負担の軽減を図ること。
- ③ 中小企業集積地として産業集積を維持・発展させていくため、産業振興とまちづくりの観点から、中小企業の操業環境の整備や住工共生を図るために必要な支援措置を講じること。
- ④ 電力コストを価格に転嫁できない中小企業が多いなか、国の責任において、安定的かつ低コストの電力を確保し、供給すること。
- ⑤ 大規模災害などの緊急事態に備え、BCPの普及促進のほか、事業を維持・継続するための事前の対策に取り組む中小企業を支援すること。また、災害発生後において、サプライチェーンの復旧に向けた速やかな中小企業の事業再開に対し、きめ細かな支援を行うこと。